

本町子育て支援・多世代交流センターの愛称を募集します

市では、平成24年4月に開館予定の「本町子育て支援・多世代交流センター」の愛称を募集します。

この施設は、大町3丁目の大町子育て支援・多世代交流センター「わんぱく・みと」に続く、子育て支援を中心とした多世代交流の拠点として、本町1丁目ハミングロード沿いに建設を進めています。

市民の皆さんに親しまれるような愛称をお寄せください。



本町子育て支援・多世代交流センターのイメージ

- 主な事業**
- 子育て支援事業
- ・親と子の交流や遊びの場の提供
 - ・子育て情報の発信
 - ・預かり保育 など
- 多世代交流事業
- ・高齢者の経験や知識を子どもに伝える事業
 - ・親と子、高齢者が一緒に行う交流事業 など

応募資格/県内に居住または通勤・通学する方
各賞/最優秀作品1点(賞状と3万円分の図書カード)、優秀作品2点(賞状と1万円分の図書カード)
申込み/11月14日(月)(当日消印有効)までに、はがきまたはファックス、Eメールに、住所、氏名、年齢、電話番号、施設の愛称とその意味を記入し、水戸市子ども課(〒310-8610、☎252-5880、☎252-5910、✉child.wel@city.mito.lg.jp)へ

水戸の菊花展



昨年の菊花展の様子

会場では、色とりどりの盆養や千輪咲、懸崖など約400鉢の菊が、絢爛豪華な美しさを競います。

期間中は、小菊の販売、菊花相談コーナーを設置するほか、山野草・岩ひばの展示即売も行います。

11月9日(水)からは、展示菊の一部を販売します。各菊花愛好団体が丹精込めて作りあげた菊を、ぜひご覧ください。

期日/10月22日(土)~11月15日(火)

場所/千波公園ふれあい広場(映画「桜田門外ノ変」オープンロケセット・記念展示館隣り)

問合せ/観光課(☎226-2354)

もくじ

●情報ガイド	2	●みとの水脈	11
●水戸藩にまつわる葉草	12	●協働がつくるわたしたちのまち	13
●がんばれ!水戸ホーリーホック	13	●イベントカレンダー	14
●健康情報版	16		



施設維持管理業等の入札参加資格臨時受付について

市が発注する施設維持管理業等の入札に参加を希望する方は、入札参加資格登録審査の書類を提出してください。今回は臨時受付のため、資格登録の有効期間は、12月26日、平成25年6月30日となります。※申請要領などは、市のホームページをご覧ください。

申請：11月15日(火)～25日(金) (当日消印有効)に、郵送で、水戸市役所契約課(〒310-8610、☎2332-9136)へ

ごみの焼却をやめましょう

ごみの野外焼却は法律で原則として禁止されています。適正な焼却施設を使わずに燃やすとさまざまな大気汚染物質が発生

男女平等参画社会づくり功労賞受賞者が決定しました

市では、男女平等参画社会の形成に向けた先駆的な取り組みに対する表彰を行っています。平成23年度の受賞者が、次の方に決定しました。

- 個人賞 大津恵子さん、田山知賀子さん
団体賞 特定非営利活動法人ウイメンズネット「らいず」
事業所賞 水戸ヤクルト販売株式会社

水戸ヤクルト販売株式会社 問合せ/男女平等参画課(☎226-3161)



左から大津恵子さん、田山知賀子さん、ウイメンズネット「らいず」代表理事の三富和代さん、水戸ヤクルト販売株式会社取締役社長の内藤孝さん

住居表示実施地域内での新築・改築には届け出を

住居表示が実施されている地域内で、家屋を新築する方は、完成する2～3週間前に住居表示に関する「新築届」を提出してください。届出に基づいて現地調査を行い、新しい住居番号を定め、町名板と住居番号表示板を渡します。住所には土地の

し、周囲の方への健康被害につながりかねません。家庭から出た燃えるごみは事前に確認のうえ、直接搬入してください。また、事業活動に伴い発生するごみは、廃棄物処理業者に処理を依頼するなどして、適正に処理してください。なお、ごみの焼却でお困りの際は、連絡してください。

住居表示が実施されている地域

- 三の丸1～3丁目、宮町1～3丁目、梅香1・2丁目、南町1～3丁目、大町1～3丁目、北見町、五軒町1～3丁目、金町1～3丁目、泉町1～3丁目、栄町1・2丁目、大工町1～3丁目、備前町、天王町、元山町1・2丁目、常盤町1・2丁目、松本町、八幡町、末広町1～3丁目、上水戸1～4丁目、新荘1～3丁目、緑町1～3丁目、東原1～3丁目、愛宕町、文京1・2丁目、袴塚1～3丁目、鶴町、新原1・2丁目、西原1～3丁目、自由が丘、松が丘1・2丁目、城東1～5丁目、桜川1・2丁目、櫛町1～3丁目、中央1・2丁目、城南1～3丁目、白梅1～4丁目、柳町1・2丁目、本町1～3丁目、東台1・2丁目、東桜川、浜田1・2丁目、若宮1・2丁目

自転車の放置はやめましょう

放置自転車は、まちの景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両の通行の妨げとなり、大変危険です。また、自転車盗難も誘発するなど、新たな犯罪を生むことにもつながります。水戸駅や赤塚駅周辺は自転車

農地の転用には許可が必要です

農地の転用とは、農地を住宅・店舗・駐車場など、農地以外の用途に転換することです。農地は皆さんの食生活を支える農業にとって、かけがえのない財産です。一度転用すると、再び農地として利用することが困難になるため、無断転用は地域の農業にとつて大きな損失となります。

- 農地転用の種類
所有者が、自ら農地を転用する場合(農地法第4条転用)
所有者以外の者が、農地の借りたりして転用する場合(農地法第5条転用)
市街化調整区域の転用
許可申請の受付期間は、毎月21～25日(土・日曜日、祝日は除く)で、許可が出るまでに約1か月かかります。
市街化区域の転用
届出の受付は随時行っています。受理の通知までに約1週



一般居室棟外観 (土地:一部賃借) 介護居室棟外観 (土地:一部賃借)

社団法人 全国有料老人ホーム協会正会員 財団法人 安寿苑 介護付有料老人ホーム

ローズヴィラ水戸

入居一時金(1年方式)
一般居室棟 196万円より
介護居室棟 282万円より
〒310-0903 水戸市堀町1444-1
電話 029-254-8111 (ご入居相談担当:菊池、広木)
ホームページ http://www.rosevilla-mito.org